

京公審答申第1号  
平成元年10月23日

京 都 府 知 事  
荒 卷 禎 一 殿

京都府公文書公開審査会  
会 長 佐 藤 幸 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成元年7月26日付け元河第305号で諮問のあった事案について、次のとおり  
答申します。

## 第 1 審査会の結論

本件事案について実施機関が非公開とした決定は妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成元年5月29日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和63年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1988年11月28日に行われた京都府鴨川改修協議会に、府が提出したダム建設可能地20ヶ所の地点を明示した図版」及び「鴨川改修の根拠とされている洪水時毎秒1500トンの流量を算出した計算式、データ等」の公開を請求した。
- 2 同年6月12日、実施機関は、上記請求のうち に対応する公文書として「鴨川の治水対策案（補足資料）」（第5回鴨川改修協議会提出資料）のうち、ダムサイト候補地点選定位置図（以下「本件公文書」という。）を特定の上、これを公開しないとの決定（以下「本件処分」という。）を、また、上記請求のうち に対応する公文書として「鴨川の治水対策検討案」（第2回鴨川改修協議会提出資料）のうち、鴨川改修の根拠とされている洪水時毎秒1500トンの流量を算出した計算式、データ等に係る部分を特定の上、これを公開するとの決定を行い、それぞれ異議申立人に通知した。
- 3 本件公文書を公開しない理由は、条例第5条第6号に該当する意思形成過程における未成熟な情報であり、公開することにより、府民に無用の誤解や混乱を招くおそれがあるためとした。
- 4 1の に係る公文書については、同年6月15日、異議申立人にその写しを交付した。

- 5 同年7月17日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

### 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件公文書に係る本件処分の取消しを求めるというものである。

### 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

#### 1 情報公開制度について

- (1) 地方自治の原則である住民自治の原則を裏付けるものとして地方自治法(昭和22年法律第67号)上の各種の直接請求権があげられるが、これらの前提となるものが情報公開制度である。ゆえに、情報公開制度の「知る権利」というものは、地方自治制度から当然出てくるものである。
- (2) ダム建設は地域住民の生存に深く関わるものであり、それに関する情報については、憲法上の生存権規定に基づいて「知る権利」が認められるべきである。
- (3) 行政の決定手続過程をガラス張りにすることによって、住民に信頼されるものにしなければならない。
- (4) 行政の決定過程への住民参加の制度が未成熟な日本の現状では、意思形成過程を非公開理由として規定する条例第5条第6号を適用するに当たっては最も

厳格な態度で臨まねばならず、条例の目的を実現しようとするなら、同条同号は極めて制限的に解し運用すべきである。

2 条例第5条第6号に規定する「意思形成の過程における情報」に該当しないことについて

(1) 実施機関は、本件公文書に記録されている情報（以下「本件情報」という。）は意思形成過程における未成熟な情報であると主張するが、これに反する次のような新聞報道がある。

ア 前回までの会合で・・・毎秒三百トンをカットする上流山間地の調整ダム建設を検討することが決まっていた・・・この日の会合では、二階建てにする案、分流する案も検討されたが・・・結局、「ダム案しかない」ということを再確認した。（'88.11.29 京都新聞）

イ 他に分水路や地下に貯留する案などが検討されたが、規模が大きくなりすぎるため不可能とされ、結局ダム案一本に絞られた。

ウ 建設候補地とされる地元に、府側から持ち掛けて説明を行うなど建設につながる準備に取り組んでいる。（'88.12.29 京都新聞）

(2)(1)の報道を見る限り、ダム構想は府のいうような「総合的な治水対策の1つとして慎重に検討されている」「意思形成過程における未成熟な情報」とは言い難い。また、この報道に対し府が否定又は内容の訂正を求めたという情報を得ていない。

(3) 昭和63年11月15日に自治会の対策委員会が河川課に赴き説明を受けたところ、ダムを建設すればという仮定の話として高さ70mのダムの絵を示され、ダム湖畔にレジャー施設を第三セクターで開発する話、2車線の道路を整備する話などダム構想の内容について具体的に示された。また、同日の帰り際、

同月 22 日に柊野、上賀茂及び雲ヶ畑学区の役員並びに少年キャンプ場の管理人を招集し、説明会を開くとのことで出席を求められたが、同月 21 日になって急に中止の連絡を受けた。

(4) 地元住民及び府民がダム構想について知る手段は、現在のところ新聞報道や地元説明等のみである。既に述べてきた新聞報道や事実から、府民は実施機関が既にダム構想について意思決定を終わっているものと思っており、条例第 5 条第 6 号に規定する「意思形成の過程における情報」とは言い難い。

3 条例第 5 条第 6 号に規定する「公開することにより、当該若しくは同種の意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるもの」に該当しないことについて

(1) 2 で述べたように、府民は既にダム構想がほぼ決定されたと思っており、本件情報を公開することによって新たに「ダム構想が決定されたとの誤解を招く」とは考えられない。

(2) 仮にダム建設について未決定であったとしても、20 箇所のダム候補地点については、どの段階にある資料かを明確にし、説明付きで公開すれば、無用の不安や混乱を避けることができるのであって、逆に情報を公開しないことにより、新聞報道、地元説明会の開催予定などの事実とあいまって、住民は疑心暗鬼になっており、住民の間に混乱が起こっている。

つまり、公開しないことによってかえって混乱が生じているのであり、条例第 5 条第 6 号には、該当しない。

4 その他

(1) 本件情報が示す地点は、あくまで複数の候補地であり、今後調査の上、決定されるものであり、この決定手続きにおいては、候補地が府・市民に公問され、

広く意見が提示されることが必要である。

- (2) ダム建設に関しては、水質の悪化、自然環境の破壊、ダムの危険性、関係住民の先祖代々の土地、生活の場及び良好な人間関係を失うというデメリットが一般的に存在する。

ゆえに、ダム建設についてもその建設が決定される以前に、でき得る限り多方面の意見、専門的知見を求め多角的な検討を行い議論をつくす必要がある。その検討、議論の基盤は同じ情報の上に立つことである。そして行政機関と住民が同じ情報に立つことを保証するのが情報公開制度である。府民に情報を隠して行政のみで意思形成を図っても府民にはいたずらに不安、混乱を招くだけで真の意思形成にはなりえない。

- (3) 本件情報は、ダム構想を検討する上で欠くべからざるものであり、公開することにより、少なくとも次のメリットがあると考えられる。

ア 専門家による適切なアドバイスが得られる。(協議会には少なくとも動植物学、森林学、生態学の専門家はいない。)

イ 永年蓄積された地元住民の様々な知恵が得られる。

ウ 広い市民層からの意見が期待できる。また、鴨川改修に関する府民の関心を深めることができる。

- (4) 実施機関は、「無用の混乱」の1つとして「ダム建設を当て込んだ土地取引が行われる」おそれをあげている。しかし、もしこれをもって非公開の理由とするなら、全ての開発プロジェクトは決定後その候補地が明らかになることになる。これは情報公開の趣旨である「府民の府政への信頼に基づくより積極的な府政への参加を促し、豊かな地域社会の形成を図る」ことにもとることになる。土地の投機的取引は別途手段において防止すべきことである。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べている説明を総合すると、概ね次のとおりである。

### 1 鴨川改修について

- (1) 府民に親しまれている今の鴨川の姿は、昭和10年の大出水を契機として改修されたものであるが、戦争のぼっ発による資材不足等により工事の中断を余儀なくされ、特に三条～七条間については暫定工事に終わった。
- (2) 京都市の中心部を流れる鴨川は、治水安全度が低い上に、流域の土地利用の変化や下流地域での資産の集中、都市機能の集中などを勘案すると、府民の生命、財産を守るためには、京阪電鉄の地下化にあわせ、鴨川の抜本的な改修を進めることが必要となっている。
- (3) 一方、鴨川の景観や環境は多くの府民に親しまれているとともに、京都の顔として全国的にも親しまれていることから、改修を進めるに当たっては、子孫に誇れる「新しい京都の顔・鴨川」を創り出す立場で検討を進めていく必要がある。

### 2 鴨川改修協議会について

- (1) 鴨川改修計画については、河川法（昭和39年法律第167号）上、河川管理者である実施機関が策定すべきものであるが、府民の大きな関心事となっていることから、実施機関としての意思形成の一環として、各界各層の意見を聴き、広く合意形成を図るため、昭和62年7月に鴨川改修協議会（以下「協議会」という。）を設置したものである。
- (2) 一般的な河川改修手続きに加え、鴨川は、市町村のシンボリック河川において、周辺的环境や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的とするふるさとの川モデル河川に同年12月に指定された。

これを受け協議会は、ふるさとの川モデル事業における整備計画検討委員会として位置付けられ、河川管理者である実施機関と市長は、その協議会の検討を経て、ふるさとの川整備計画を策定することになっている。

(3) 協議会は、鴨川改修に係る治水対策と景観対策のあり方について、協議・検討し、具体的には次の事項について意見の取りまとめを行うことを目的としている。

ア 治水対策について

- ・改修の計画規模及び基本高水流量の設定について
- ・治水対策方式のあり方について

イ 景観対策について

- ・三条～七条間の整備構想について

(4) また、協議会は、委員のきたんのない意見交換の場を保障するため、会議の非公開を議決し運営している。

3 本件会文書について

(1) 本件公文書は、第5回協議会に提出した「鴨川の治水対策案（補足資料）」のうちの「ダムサイト候補地点選定位置図」であり、この位置図に示された地点は、そもそもダム案を検討する余地があるのかどうかを明らかにする必要があるところから、単に25,000分の1の地形図を基に等高線から読み取る谷や谷地から机上で可能性のある土地をダムサイト候補地点として選定したにすぎないものである。

(2) そのため、ダムサイト候補地点にとって極めて重要な地質等自然条件なども全く考慮されていないものであり、ごく入口の段階の資料である。

4 条例第5条第6号に規定する「意思形成の過程における情報」に該当することについて

(1) 協議会としては、現在までに6回の協議会が開催され、到達点としては、改修の計画規模は100年確率、基準地点荒神橋における基本高水流量は毎秒1,500トンが妥当であろう、河道改修による流量は、景観面を配慮すれば毎秒1,200トンが妥当であろう、ということであり、現在、引き続き残りの毎秒300トン分についてどのような治水対策方式を選択すべきかについて検討されている。

なお、毎秒1,200トンを前提とした、三条～七条間の整備構想については、概ね検討を了している段階である。

したがって、本件公文書については、第1次的には、協議会の治水対策方式のあり方に係る意思形成過程のものである。

(2) また、第2次的には、河川管理者である実施機関として作成するふるさとの川モデル河川整備計画及び河川改良工事全体計画における治水対策方式のあり方に係る意思形成過程のものである。

(3) 加えるに、異議申立人は、意見書の中で一部の新聞の報道を援用し、「府民は、ダム構想がほぼ決定されたと思っている」と主張するが、次のような実施機関の主張を裏付ける報道もある。

- ・ 上流のダム建設案を含めて鴨川の総合的な治水のあり方を検討していく予定で、最終的な整備計画がまとまるまでには、一年ほどかかるという。

(元．4．6 京都新聞)

(4) また、異議申立人が意見書の中で援用している新聞報道に関し、実施機関が当該新聞社に対し訂正を求めなかったことをもって、ダム構想が決定されたものであることを実施機関が認めているかのごとき主張があるが、これに関しては、協議会の会議自体を非公開としているものの、この問題に対する府民の関心の高さから、会議終了後、直ちにその概要を報道関係者に説明しているところであり、その際のとらえ方に若干の齟齬が生じたものにすぎず、その後においては(3)で述べたような報道もなされているところである。

5 条例第5条第6号に規定する「公開することにより、当該若しくは同種的意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるもの」に該当することについて

(1) 協議会が意思形成を行う上での著しい支障について

ア ダム構想については、分水路構想、2階建て河川構想を含めた総合的な治水対策の1つとして慎重に検討されているものであり、なんらの意思決定を見ていないが、一定の地域においてはダム建設を前提とした反対運動が盛んに行われている。

こうした状況の下で、本件情報を公開すれば、ダムサイト候補地点でダム反対運動が広がる可能性は極めて高く、ダムの否定的側面のみを強調したダム反対運動が高まることは必至である。

イ こうした状況になれば、ダム構想の放棄を求めて、各委員に対する個別の「要請」「陳情」「申入れ」等が行われることが十分予想され、それらを通じて各委員に種々の心理的圧迫を与えるおそれがある。

ウ そもそも、協議会が非公開とされた趣旨は、きたんのない意見交換の場を保障しようとするものであるが、こうした心理的圧迫が与えられれば、正常な協議会運営に支障を来すおそれがあるばかりか、ダム構想が総合的な治水対策の選択肢の1つとして正当に評価されないおそれがあるなど、公正かつ適切な意思形成を行う上で「著しい支障を生じるおそれ」があると言わざるを得ない。

(2) 同種の審議会等が意思形成を行う上での著しい支障について

きたんのない意見交換の場を保障するため非公開としている審議会等においては、各委員の持ち味を発揮した発言がなにより重要であって、このため行政としては本件情報のような未成熟な情報もあえて審議の場に提出しているところであり、万一、審議会等に提出するすべての資料が公開されることとなれば、今後における審議会等の運営にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

### (3) 実施機関が意思形成を行う上での著しい支障について

ア 河川管理者である実施機関としては、協議会の取りまとめ結果を基に、ふるさとの川モデル事業の整備計画を策定するとともに、それらに整合する形で河川改良工事全体計画を作成することとなることから、実施機関としての意思形成の一環としての協議会における意思形成上、「著しい支障を生じるおそれ」が発生することは、そのまま実施機関が鴨川の治水対策方式のあり方に係る意思形成を行う上での著しい支障を生じるおそれとなる。

イ 本件情報を公開すると、府民にあたかもダム構想が決定されたとの誤解を招き、ダム構想が何ら決定されていない現状においては、ダム建設を前提とした水質の悪化、自然環境の破壊、ダムの危険性などについての議論のみが先行することとなり、無用の不安を助長することとなる。

また、本件情報を公開すると、ダムサイト候補地点が一人歩きする危険性が極めて高く、関係住民の間に、先祖代々の土地、生活の場及び良好な人間関係を失ってしまうとの不安感を与えたり、ダム建設を当て込んだ土地取引が行われるなど、府民に無用の混乱をもたらすおそれがある。

こうした状況の下では、実施機関が鴨川の治水対策方式のあり方に係る意思形成を行う上での著しい支障となる。

## 6 その他

異議申立人は、本件情報が示す地点は、「あくまで複数の候補地であり、今後調査の上、決定されるものである。この決定手続きにおいては、候補地が府、市民に公開され、広く意見が提示されることが必要である。」旨主張するが、5(3)イで述べたとおり、ダムが府民の生活に及ぼす影響を考えれば、ダム建設の意思決定を行った上で、ダムサイト候補地点にとって極めて重要な地質等自然条件など所要の条件を加味して更に地点を絞り込み、ダムサイト候補地点を府民に公表するのが行政としての責任ある対応である。

## 第 6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることによって「知る権利」を具体化するとともに、積極的に情報を提供し、もって府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は、公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては府民全体の利益を損なうものもあるため、個人及び団体の権利・利益や公益の保護と「知る権利」との調和を図っていく必要がある。

したがって、情報公開制度においても例外的に非公開とせざるを得ない情報があることは否定できないところであるが、この例外的に非公開とせざるを得ない情報の範囲は、府民の「知る権利」を具体化するものであるという制度の趣旨が損なわれないように、合理的理由のある必要最小限度のものにとどめなければならない。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないことができる事項を条例第 5 条において個別具体的に定めたものであり、実施機関は、その請求された情報が当該規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないのである。そして、同条に定める事項に該当するか否かについては、情報公開の趣旨からできるだけ厳格に判断されるべきものである。

## 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件公文書に係る情報が条例第5条第6号に規定する府の意思形成の過程における情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるものであると説明するので、以下、検討する。

### (1) 条例第5条第6号前段について

1で述べたように、府の情報公開制度は、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、地方自治の本旨に則した府民参加による開かれた府政の一層の推進を図ることを主な目的としている。そこには、府民が府政の実態や問題点あるいは政策に関する情報を府と同じレベルで知見し、共通の認識に立つことが重要であるという認識がある。

このような立場からみれば、行政における意思形成過程についてもできる限り公開するべきであり、広汎な府民の意見を汲み上げつつ行政を進めることが望ましい。

ところで、行政における意思決定は、一般的には、調査、研究、検討、審議、協議、企画、調整等を積み重ねながら進められるものであり、最終的な意思の決定に至るまでにはいくつもの節目がある。府民参加の開かれた府政の一層の推進という要請からは、意思形成過程を抽象化して包括的に捉えるのではなく、できる限り節目ごとに公開の是非を具体的に判断していくべきものと考えられる。

このような観点から考えとしても、意思形成の過程における情報としては、たとえば、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように、行政として十分検討・検証されていない情報、関係機関・規制等との調整が未整理の情報などが含まれている場合がある。このような情報が公開されると、府民に誤解や混乱を生じさせたり、一部の情報利用者によりのみ不当な利益や不利益を与えたり、行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられたり、更に必要

なデータや助言などが得られなくなるといった当該意思形成に著しい支障が生じるおそれがあり、また、将来若しくは現在の同種の事務事業の公正かつ適切な意思形成に同様の著しい支障が生じるおそれがある。また、ここにいう支障は、単に行政運営上の支障にとどまるものでなく、府民全体の利益を損なうことにつながるものである。

(2) 条例第5条第6号前段に該当することについて

実施機関は、本件公文書を公開すれば、第1次的には、協議会の治水対策方式のあり方に係る意思形成又は同種の審議会等に係る意思形成を公正かつ適切に行う上で著しい支障が生じるおそれがある旨説明している。また、第2次的には、河川管理者たる実施機関のふるさとの川モデル河川整備計画及び河川改良工事全体計画における治水対策方式のあり方に係る意思形成を公正かつ適切に行う上で著しい支障が生じるおそれがある旨説明している。そこで、次にこれを検討する。

ア 意思形成の過程における情報であることについて

(ア) 協議会について

協議会は、鴨川が府民を始め広く国民にも親しまれていることに鑑みて、鴨川の改修の検討に当たり、学識経験者や府民各界の意見も組み入れた治水と景観等の整合の取れた整備計画を策定していくため、昭和62年7月に設置されたものである。また、協議会は、ふるさとの川モデル事業における整備計画検討委員会としても位置付けられているところである。

協議会は、法制度上は任意の組織であるが、各界各層の意見を聴き、広く合意形成を図るために設置されたという趣旨から、実施機関としての意思形成の一環として位置付けられており、また、ふるさとの川モデル事業においては、実施機関（河川管理者）と市長とが策定するふるさとの川整備計画の前段階の検討を行うべき組織として位置付けられている。これらの位置付けの下で、協議会において、次の事項について意見を取りまとめるべきことが要請されており、きたんのない意見の交換、積み重ねを通じ

て公正かつ適切な意見の取りまとめを図る趣旨から、会議を非公開とする議決がなされていると認められる。

a 治水対策について

(a) 改修の計画規模及び基本高水流量の設定

(b) 治水対策方式のあり方について

b 景観対策について

三条から七条間の整備構想

これらのことから、協議会における審議とその結論としての取りまとめは、河川改修事業・ふるさとの川モデル事業に係る全体としての意思形成に至るひとつの重要な節目をなす意思形成と解される。

ところで、協議会はこれまで6回にわたり開催され、協議会に要請されていた事項のうち、改修の計画規模は100年確率及び基準地点荒神橋における基本高水流量は毎秒1,500トンが妥当であろうこと並びに河道改修による流量は、景観面を配慮すれば毎秒1,200トンが妥当であろうことについてほぼ了解に達し、そして、毎秒1,200トンを前提とした三条から七条間の整備構想については、協議会としてほぼ意思形成がなされたものと認められた。そして、現に改修の計画規模と基本高水流量の設定については、第2の経過にも述べたとおり、情報公開制度の趣旨を踏まえて実施機関が公文書の公開を行ったところである。

(イ) 本件公文書について

当審査会において、本件公文書の内容について確認したところ、設定された基本高水流量毎秒1,500トンのうち、毎秒1,200トンを河道改修によるものとし、残りの毎秒300トン分についてどのような治水対策方式を選択するかについて検討が進められているなかで、その検討の前提条件として、治水対策方式のひとつであるダム構想が構想として成立し得るかどうかを明らかにするため、鴨川流域において貯水が可能な地形を25,000分の1の地形図から読み取り、それを流域図に示したものである。

現在、協議会は、毎秒300トン分についてダム構想、分水路構想、2

階建て河川構想などの治水対策方式の意見を取りまとめるため、本件公文書その他を踏まえ検討を行っており、一定の意見を取りまとめていく途上であると認められる。

なお、ダム構想が協議会においてあたかも決定されたかのような新聞報道や、上流の地域に対する実施機関の説明の内容も検討したが、協議会における検討の実情は、ダム構想に決定したとの結論に至っていると見ることは困難である。ちなみに、その後の報道では、ダム構想を含め総合的な治水のあり方を検討していくとの表現も見られたところである。

したがって、本件公文書は、協議会における基本高水流量毎秒1,500トンのうち毎秒300トン分について、どのような治水対策の方式を選択するかの意見を取りまとめる過程における公文書であると認められる。

イ 公開することにより、意思形成を公正かつ適切に行うことについて著しい支障が生じるおそれのあることについて

本件情報は、先に述べたとおり意思形成の過程における情報であり、治水対策の方針を取りまとめるにおいては、様々な観点から検討を加える必要があり、また、検討においては、協議会の各委員間のきたんのない意見の交換、積み重ねがなされる必要が認められる。

言うまでもなく、ダムの建設は、地質・環境等の自然的条件や社会的条件などを含めた総合的な観点から慎重に判断されるべき性質のものであり、また、地域住民などの生活に大きく関わる問題であることから、府民が様々な立場から大きな関心を持つのは当然である。府が今後、仮にダム建設を前提とした鴨川改修事業・ふるさとの川モデル事業を推進しようとするのであれば、府としても情報公開制度が設けられた趣旨を踏まえて、府民の意見を反映させるための最大限の努力をすることが求められているといえよう。

ところで、本件公文書は協議会の第5回会議に審議の参考資料として提出された検討資料である。それは、ア(イ)で述べたように25,000分の1の地形図をもとに等高線から読み取れるというだけの、全く机上でダムサイトとして可能性あるという地点を示したものであり、協議会において、治水

対策方式としてダム構想を採用するか否かを判断するために必要な具体化を経る前の段階にあるものである。そして、鴨川改修に関しては、現に様々な団休から要望等が多数寄せられている状況にある。この様な状況も考えあわせるなら、本件公文書を現時点で公開すれば協議会においてきたんのない意見が出せないといった支障の生じるおそれがあり、協議会としてのきたんのない意見の積み重ねによる適切な意思形成ができないという事態が考えられる。これらの点から、本件公文書を公開することにより、協議会の意思形成を公正かつ適切に行うことについて著しい支障が生じるおそれのあることが認められる。

ダムの必要性ないし可能性を含めた総合的な治水対策方式について協議会の検討が進められており、遠くない将来において協議会としての実質的な意思形成が図られ、また、協議会としての全体的な意見の取りまとめも行われることが予想され、その際には府民にとっての論議の基礎が提供されることが期待されるところである。

### 3 結 論

以上の理由から、実施機関の結論は、現時点において見る限り妥当であり、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。